

2024年度(令和6年度)入学生用

学生募集要項

Applicant Guidelines

福祉の現場で活躍する
相談援助のプロフェッショナルに。

学校法人みどり学園
大阪健康福祉短期大学
附属福祉実践研究センターしまね支部

社会福祉士通信課程

(旧 島根総合福祉専門学校)

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 受験資格 | 1 |
| 2. 募集学科 | 2 |
| 3. 学費 | 2 |
| 4. 社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の案内について | 2 |
| 5. 募集対象地域 | 3 |
| 6. 願書受付 | 3 |
| 7. 選考方法 | 3 |
| 8. 小論文課題 | 3 |
| 9. 合否通知 | 4 |
| 10. 修業期間 | 4 |
| 11. 面接授業（スクーリング） | 4 |
| 12. ソーシャルワーク実習（該当者のみ） | 4 |
| 13. ソーシャルワーク実習免除について | 5 |
| 14. 出願手続きから学習開始まで | 5 |
| 15. 出願書類一覧 | 7 |
| 16. 入学手続き | 8 |
| 17. 入学手続き後の流れ | 8 |
| 18. 学習計画 | 10 |
| 19. 実習先一覧 | 12 |
| 20. 指定施設における相談援助業務の範囲 | 13 |

出願書類

入学願書

実務経験（見込）申告書

実務経験証明書（個票）

小論文

1. 受験資格

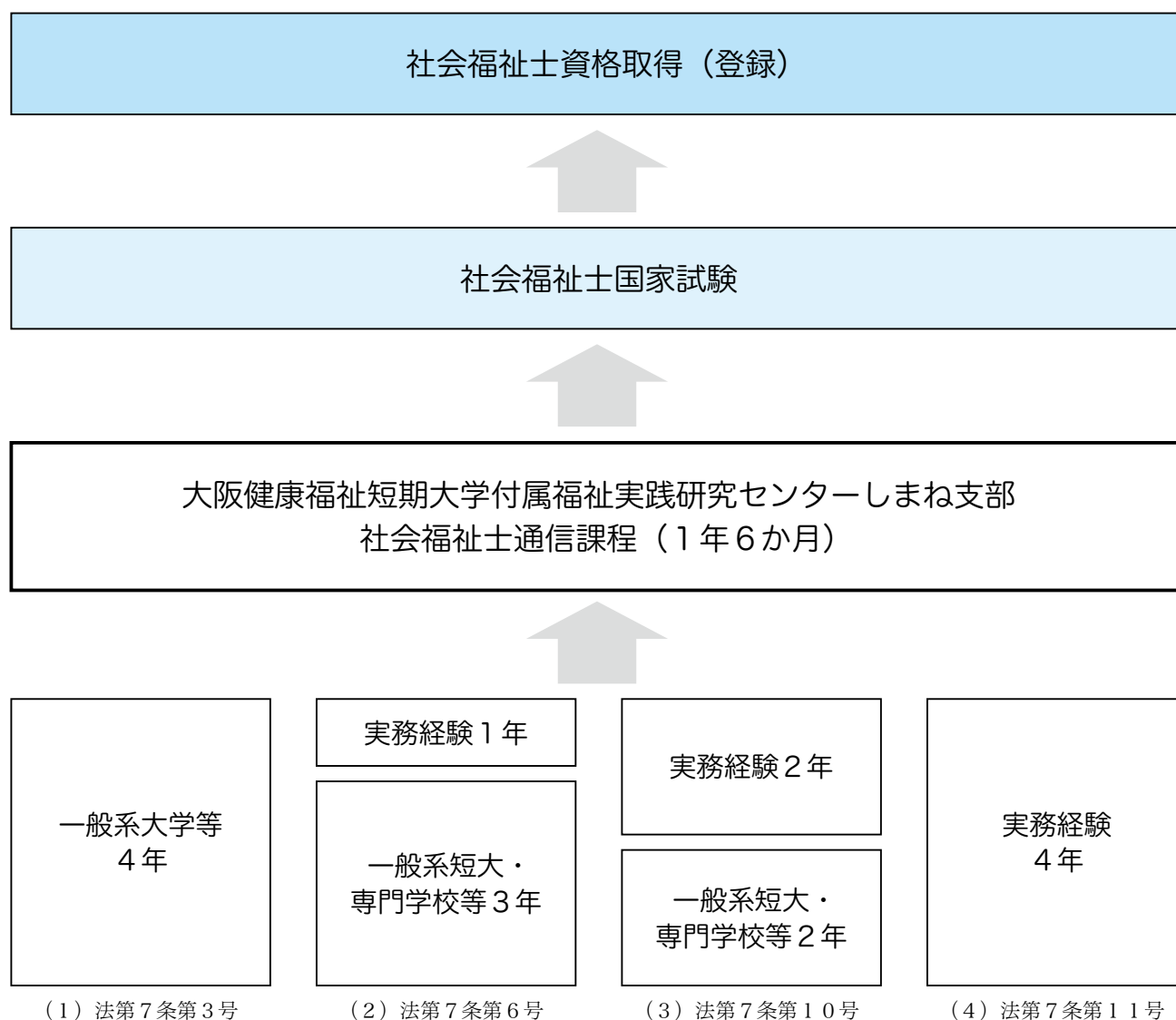
本課程の受験資格要件は以下のいずれかを満たす者です。

- (1) 学校教育法に基づく大学（学部・学科は問わない）を卒業した者またはこれに準ずる者として厚生労働省令で掲げる者（法第7条第3号）
- (2) 学校教育法に基づく3年制の短期大学を卒業した者（夜間または通信による学科を卒業した者を除く）またはこれに準ずる者として厚生労働省で定める者であって、かつ指定施設において1年以上の相談援助の業務に従事した者（法第7条第6号）
- (3) 学校教育法に基づく2年制の短期大学を卒業した者またはこれに準ずる者として厚生労働省で定める者であって、かつ指定施設において2年以上の相談援助の業務に従事した者（法第7条第10号）
- (4) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者（法第7条第11号）

※相談援助業務の実務年数については2024年（令和6年）3月31日現在でその要件を満たしていることが必要です。

* 指定施設及び認められる相談援助業務の範囲はP14～P23の表に掲載しています。

<本課程入学後の社会福祉士取得ルート>



2. 募集学科

| 学科 | 修業期間 | 定員 |
|-----------|-------|-----|
| 社会福祉士通信課程 | 1年6か月 | 40名 |

3. 学費

| 項目 | 金額 | 実習免除の場合 |
|----------------------|----------|----------|
| 入学金 | 30,000円 | 30,000円 |
| 通信授業料 | 200,000円 | 200,000円 |
| 面接授業料①（ソーシャルワーク演習） | 70,000円 | 70,000円 |
| 面接授業料②（ソーシャルワーク実習指導） | 25,000円 | |
| 現場実習授業料 | 80,000円 | |
| 合計 | 405,000円 | 300,000円 |
| テキスト代 | 実費 | |

- 1、入学検定料（5,520円）は出願時に納入してください。
（入学検定料5,000円+可否通知郵送料520円）
- 2、入学金、授業料、面接授業料（スクーリング）等は合格通知後指定期日までに納入してください。なお納入方法は一括納入とします。
- 3、テキストの購入方法については入学手続書類のなかでご案内します。
- 4、入学後に配布する「学習の手引き」等の教材費は授業料に含まれます。ただし、レポートおよび質問票の送料は受講生負担となります。
- 5、実習対象者は別途賠償責任保険料が必要となります。保険の加入手続きは学園を通じて行います。
- 6、入学までに指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書」を提出することにより、本課程の卒業に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導が免除されます。

*入学手続き締切日は、合格通知書に同封の学費納入案内をご覧ください。

*いったん納入された入学検定料、入学金は返金いたしませんので予めご了解ください。

4. 社会福祉協議会介護福祉士等修学資金の案内について

各都道府県社会福祉協議会において、介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する学生に対し修学資金の貸付等（返還免除規定あり）を行っています。希望される方は各都道府県社会福祉協議会の担当窓口にお問い合わせください。

5. 募集対象地域

島根県、鳥取県、山口県、広島県、岡山県

6. 願書受付

| 締切 | 受付期間 | 合否通知 |
|---------|-------------------------------|---|
| 第1次募集締切 | 2023年(令和5年)10月2日(月)～10月31日(火) | 募集締切後、2週間程度で郵送により通知いたします。また、合格者には入学手続きの案内をいたします。その際、入学手続きの締切日を必ず確認ください。 |
| 第2次募集締切 | 2023年(令和5年)11月1日(水)～11月30日(木) | |
| 第3次募集締切 | 2023年(令和5年)12月1日(金)～12月22日(金) | |
| 第4次募集締切 | 2024年(令和6年)1月9日(火)～1月31日(水) | |
| 第5次募集締切 | 2024年(令和6年)2月1日(木)～2月22日(木) | |

* 定員に達した場合、受付を締め切ることがあります。

* 受付募集期間内に提出書類を本学園まで直接、持参するか、書留で郵送してください。締切日は必着とします。直接持参の場合は事前に電話連絡の上、月曜日から金曜日の9時から16時まで受け付けます。

<願書提出先> 本学園所定の封筒にて郵送してください

大阪健康福祉短期大学附属福祉実践研究センターしまね支部 社会福祉士通信課程 入試係
〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 753-15

7. 選考方法

小論文と書類審査による

8. 小論文課題

小論文の記述は、黒のボールペンまたはインクを使い、所定の原稿用紙（綴り込み）に楷書で丁寧に自書し、折り込みの表紙を付けて提出してください。ワープロやパソコン、コピーでの提出は不可です。また、訂正が必要な場合は、修正のためのインクやテープ等を使用せず、訂正部分に二重線を引き、訂正印を押印し、その上下に記述してください。

課題（800字以内で記述）

あなたが社会福祉士を目指す理由について述べよ。

9. 合否通知

合否通知は募集締切後、2週間程度で郵送により通知いたします。
電話等でのお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

10. 修業期間

2024年（令和6年）4月1日～2025年（令和7年）9月30日（1年6か月）

- <第1学期> 2024年（令和6年）4月1日から2024年（令和6年）8月31日まで
 - <第2学期> 2024年（令和6年）9月1日から2024年（令和6年）12月31日まで
 - <第3学期> 2025年（令和7年）1月1日から2025年（令和7年）5月31日まで
 - <第4学期> 2025年（令和7年）6月1日から2025年（令和7年）9月30日まで
- *都合により、日程を変更する場合があります。

11. 面接授業（スクーリング）

(1) 「ソーシャルワーク演習」（全員必修）

2024年（令和6年）6月～8月に広瀬本校で実施します。

*ソーシャルワーク演習は出席時間数のすべてを受講しなければなりません。

詳細日程は担当講師が決まり次第、ご連絡いたします（6日間。時間数は45時間）。

*時間割等の詳細については、面接授業開始前にご連絡いたします。

*法令等の改正により、ソーシャルワーク演習の日数及び時間数が変更となる場合があります。

(2) 「ソーシャルワーク実習指導」（該当者のみ）

2024年（令和6年）6月～8月に広瀬本校で実施します。

詳細日程は担当講師が決まり次第、ご連絡いたします（4日間。時間数は27時間）。

*時間割等の詳細については、面接授業開始前にご連絡いたします。

*ソーシャルワーク実習が必要な方は「ソーシャルワーク実習指導」（面接授業）を受けなければなりません。

*法令等の改正により、ソーシャルワーク実習指導の日数及び時間数が変更となる場合があります。

12. ソーシャルワーク実習（該当者のみ）

2024年（令和6年）9月～12月までの期間内に240時間以上（機能の異なる実習施設2か所。60時間以上と180時間以上）のソーシャルワーク実習が必要となります。

*入学（2024年（令和6年）3月31日）までに指定施設において、相談援助業務の実務経験が1年未満の方は実習が必要となります。

実習対象の方は願書を提出する前に必ず個別相談会にお越しください。

（個別相談会の開催は令和5年12月末までとなっています）

勤務されている方は、勤務先と十分に調整を行ったうえで願書を提出してください。

*「指定施設における相談援助業務の範囲」（P14～P23）にてご自分の経験が実務経験として当てはまるかどうか確認してください。

*実習先施設及び期間等に関しては必ずしも希望通りにならないことがありますのでご了承ください。

*実習日程については、実りある実習を受けていただくために、原則として週4日以上平日集中型とします。また、実習施設の都合を優先する場合があります。

*法令等の改正により、ソーシャルワーク実習の日数及び時間数が変更となる場合があります。

13. ソーシャルワーク実習免除について

入学までに指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書」を提出することにより、本課程の卒業に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導が免除されます。

14. 出願手続きから学習開始まで

Step 1：出願提出書類の作成（入学希望者）

(1) 出願者全員に共通な書類 ※出願書類一覧（7ページ）をご確認ください

- ①入学願書（本学園所定）
- ②小論文（本学園所定）
- ③カラー写真1枚（上半身正面4×3cm。3か月以内に撮影）
 - ・入学願書に貼付してください（裏面に氏名を明記）
- ④入学検定料5,520円（入学検定料5,000円＋可否通知郵送料520円）を下記の口座に振り込みをしてください。また、領収書等振り込みが完了したことを証する書類のコピーを願書の裏面に貼付してください。
 - ・入学願書持参の場合は現金でも可能です。
 - ・必ず受験者本人の氏名で振り込みをして下さい。

| 金融機関名 | 支店名 | 種類 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|-------|----|---------|--|
| 山陰合同銀行 | 島大前支店 | 普通 | 4500952 | オオサカケンコウフクシタンキダイガク 大阪健康福祉短期大学 ガクチョウ 学長 マナベ ユタカ 眞鍋 穰 |

(2) 入学資格要件別に必要な書類 ※出願書類一覧（7ページ）をご確認ください

- ①一般系大学等4年卒業（見込み）の方
 - ・卒業証明書
 - ・実務経験（見込み）申告書（※実習免除該当者のみ必要）
 - ・実務経験（見込み）証明書（※実習免除該当者のみ必要）
- ②一般系短大・専門学校等3年卒業（見込み）＋実務経験（1年）の方
- ③一般系短大・専門学校等2年卒業（見込み）＋実務経験（2年）の方
 - ・卒業証明書
 - ・実務経験（見込み）申告書
 - ・実務経験（見込み）証明書
- ④実務経験4年（見込み）以上の方
 - ・実務経験（見込み）申告書
 - ・実務経験（見込み）証明書

Step 2：出願書類等の郵送（入学希望者→本課程）

- ・入学願書等は、本学園所定の専用封筒に入れて、社会福祉士通信課程入試係へ書留で所定の期日（必着）までに郵送あるいは直接、入試係まで提出してください。
- ・書類等が不足している場合は、受付できませんので郵送前に必ず確認をしてください。

Step 3：入学者選考（本課程）

- ・合否の選考は小論文および書類審査により行います。
※小論文および入学願書、検定料はいかなる理由があっても返還いたしません。

Step 4：合否通知（本課程→入学希望者）

- ・入学選考の合否結果は、募集締切後2週間程度で郵送により通知します。
- ・合格者には入学手続書類を送付いたします。
※電話等による合否の問い合わせには一切、応じられません。
※合格された方が入学を辞退する場合は、速やかに電話連絡してください。
（後日、正式な文書で入学辞退届を提出してください。）
※合否通知および入学手続書類を紛失された方は別途再発行手数料がかかります。

Step 5：入学手続き・学費の納付（合格者）

- ・入学手続書類に基づき指定期日までに入学手続きを完了してください。
- ・入学金、通信授業料、面接授業料、現場実習費（該当者のみ）、実習指導授業料（該当者のみ）は指定期日までに振り込んでください（2ページ参照）。
※上記の学費の他にテキスト代等が必要となります。本課程から送付する「テキスト注文書」により、テキストを購入していただきます。
※実習対象者は別途賠償責任保険料が必要となります。保険の加入手続きは学園を通じて行います。

Step 6：補助教材等を送付（本課程→合格者）

- ・補助教材（学習の手引き等）を送付いたします。

Step 7：学習の開始

15. 出願書類一覧

入学資格によって必要書類が異なります。よくご確認ください。

| | | 一般系大学 等（4年） | 一般系短大 等（3年） + 実務経験 （1年） | 一般系短大 等（2年） + 実務経験 （2年） | 実務経験 （4年） |
|---|--------------------------------------|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 1 | 入学願書（本学園所定） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 小論文（本学園所定） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | カラー写真1枚 （入学願書に貼付） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 振り込みが完了したことを証する書類のコピー （入学願書裏面に貼付） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 卒業（見込）証明書（原本） | ○注1 | ○注1 | ○注1 | × |
| 6 | 実務経験（見込）申告書 （本学園所定） | △注2 | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 実務経験証明書（本学園所定） | △注2 | ○ | ○ | ○ |

注1：卒業証書（写し）ではなく、卒業証明書を提出してください。

注2：一般系大学を卒業後、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は、ソーシャルワーク実習が免除となります。ソーシャルワーク実習の免除を希望される方は、必ず「実務経験（見込）申告書」「実務経験証明書」提出してください。

実習対象の方は願書を提出する前に必ず個別相談会にお越しください。

（個別相談会の開催は令和5年12月末までとなっています）

勤務されている方は、勤務先と十分に調整を行ったうえで願書を提出してください。

※入学申し込み時の提出書類に記載された学歴や実務経験・職種が異なった場合は本課程を修了しても国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後でも資格を剥奪される場合がありますので十分ご注意ください。

※証明書と願書等の姓名が異なる場合は戸籍抄本を添付してください。

※一度提出された書類は合否にかかわらず、一切返却いたしませんのでご了承ください。

※受験資格を「見込み」で提出された方は、4月に改めて正式な申告書、証明書を本学園に提出してください。

16. 入学手続き

- ・合格者には合格通知と入学手続き関係書類を送付いたします。指定期日までに手続き（学費の納付を含む）を完了してください。
- ・指定期日までに手続きを完了されない場合は、入学辞退とみなします。

17. 入学手続き後の流れ

1、入学手続・教材配布

<入学決定>

入学を承認され、入学手続をすると、本課程の受講生となり、国家資格取得に向けての学習が始まります。

<教材・学習の手引きの配布>

入学が決定すると、教材が配布されます。特に「学習の手引き」には学習の進め方や課題、各種手続きなどが掲載されていますので、よく読んでおいてください。

2、自宅学習・レポート提出

<自宅学習>

通信教育は教材の熟読が前提です。毎日計画的に読み、理解し、レポートを作成してください。また、わからないところは担当教員に質問することができます。

<レポート提出>

科目ごとに示された課題について、レポートを提出します。レポートは、各学期ごとの提出となりますが、学期をまたがって学習する科目はその途中でレポートを提出します。いずれも提出期限は厳守です。期限までに提出できない科目については、卒業判定時「科目修得の再認定」「継続履修」となります。

3、面接授業・ソーシャルワーク実習

<面接授業>

自宅学習を補い、教員や受講生同士のコミュニケーションを深めるのが面接授業（スクーリング）です。援助技術の演習や実習の指導が行われます。また、科目ごとに理解度を評価するために試験を実施します。

この面接授業の全日程の出席は卒業要件になっています。

<ソーシャルワーク実習> (該当者のみ)

指定施設における相談援助業務の経験(1年以上)のない受講生は、ソーシャルワーク実習を行います。実際の現場において指導者のもとで、ソーシャルワーク業務の体験をします。

4、各科目の合否判定・再判定・卒業

<合否判定>

各科目の合否判定は、学期ごとに提出するレポートの採点と面接授業の出席、面接授業試験の成績を総合して判定します。全科目に合格することが卒業要件です。また、ソーシャルワーク実習は実習評価、出席、提出物等で判定します。

<科目履修の再認定>

全科目の合否判定の結果、不合格科目や期末レポートを期限までに提出できなかった科目があわせて5科目以内の場合に限り再認定を受けることができます。

<継続履修>

再認定で不合格になった科目、レポートを期限までに提出できなかった科目のうち、再認定を受けることができなかった科目、面接授業を欠席した場合については、履修継続手続きを行い、留年して継続履修できます。

<卒業>

卒業後はいよいよ国家試験への準備です。受験までの期間は、各自の受験対策期間となります。

5、国家試験受験

これまでの学習成果を試すときです。万全の体制で受験日を迎えてください。

18. 学習計画（参考）

| | | 学期 | | | | 卒業判定 | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1 学期 | 2 学期 | 3 学期 | 4 学期 | 卒業許可 | 再認定 |
| | | 6 科目 | 5 科目 | 6 科目 | 5 科目 | | |
| 自由学習 | レポート | 7 課題 1.医学概論① 2.心理学と心理的支援① 3.社会学と社会システム① 4.社会福祉調査の基礎① 5.社会福祉の原理と政策①② 6.障害者福祉① | 7 課題 1.ソーシャルワークの基盤と専門職① 2.ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）① 3.ソーシャルワークの理論と方法①② 4.社会保障①② 5.高齢者福祉① | 8 課題 1.ソーシャルワークの理論と方法（専門）①② 2.地域福祉包括的支援体制①② 3.ソーシャルワーク演習① 4.ソーシャルワーク演習（専門）① 5.児童・家庭福祉① 6.貧困に対する支援① | 7 課題 1.ソーシャルワーク演習（専門）②③④ 2.福祉サービスの組織と経営① 3.保健医療と福祉① 4.権利擁護を支える法制度① 5.刑事司法と福祉① | 9月30日 合格者には9月末日付で卒業証書を送付します（10月初旬） 卒業時に履修状況を通知します | 10月初旬 レポート未提出科目を含む不合格科目5科目以内 合格者には9月末日付で卒業証書を送付します 不合格科目及び面接授業欠席科目、レポート未提出科目がある場合は、修業年限の翌年度の9月末日まで（継続履修）ができません |
| | 提出期限 | 8月30日 | 12月20日 | 4月25日 | 7月25日 | | |
| | レポート | ＊ソーシャルワーク実習指導 実習前：①②・・・5月31日必着 実習後：③・・・実習の全日程終了後2週間以内に提出 | | | | | |
| 面接授業 | 令和6年6月～8月予定 <u>全日程に出席することが卒業要件です。</u> 欠席した場合は継続履修期間に受講可能 | | | | | | |
| 備考 | ※レポートは提出期限必着 ※合格点は、レポート（100点満点）・面接授業試験（100点満点）、各々60点以上を合格とします。 <u>ただし、レポート評価において、複数のレポート課題がある科目については、すべての課題についての提出が必要であり、そのすべてのレポートについて60点以上の評価であれば、合格とします。</u> ※各学期の学習科目・提出期限については変更する場合があります。 <u>※法令等の改正により、カリキュラムが一部変更となり、科目数およびレポート数が増減する場合があります。</u> | | | | | | |

面接授業日程表

◇面接授業（スクーリング）の日程（例）

● 1回目 ソーシャルワーク実習指導（実習該当者のみ受講）

| | 9:00～10:30 | 10:40～12:10 | 13:00～14:30 | 14:40～16:10 | 16:20～17:50 |
|-----|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1日目 | ソーシャルワーク実習指導 | | | | |
| 2日目 | ソーシャルワーク実習指導 | | | | |
| 3日目 | ソーシャルワーク実習指導 | | | | |
| 4日目 | ソーシャルワーク実習指導 | | | | |

※ 2024年（令和6年）6月～8月に予定

● 2回目 ソーシャルワーク演習（全員受講しなければなりません）

| | 9:00～10:30 | 10:40～12:10 | 13:00～14:30 | 14:40～16:10 | 16:20～17:50 |
|-----|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1日目 | オリエン テーション | ソーシャルワーク演習 | | | |
| 2日目 | ソーシャルワーク演習 | | | | |
| 3日目 | ソーシャルワーク演習 | | | | |
| 4日目 | ソーシャルワーク演習 | | | | |
| 5日目 | ソーシャルワーク演習 | | | | |
| 6日目 | ソーシャルワーク演習 | | | | |

※ 2024年（令和6年）6月～8月に予定

※ 「ソーシャルワーク演習」と「ソーシャルワーク実習指導」は異なる科目です。
科目名に注意して下さい。

※ 2024年（令和6年）4月中旬頃に郵送にて決定の日程を送付いたします。

19. 実習先一覧（2023年4月1日現在）

- ・2024年（令和6年）3月31日現在で厚生労働省告示による指定施設において相談援助業務の実務経験が1年未満の方は「ソーシャルワーク実習」および「ソーシャルワーク実習指導」の履修が必要となります。
- ・指定施設における相談援助業務の範囲についてはP14～P23を参照してください。
- ・該当する方は所定の期間内に本学園が指定する下記の施設で、240時間以上（機能の異なる実習施設2か所。60時間以上と180時間以上）のソーシャルワーク実習を行います。

| 都道府県 | 実習病院・施設 | 所在地 |
|------|--------------------------------|-----|
| 島根県 | 安来市地域包括支援センター | 安来市 |
| 島根県 | 松江市福祉事務所 | 松江市 |
| 島根県 | （社福）松江市社会福祉協議会 | 松江市 |
| 島根県 | （社福）山陰家庭学院 介護老人福祉施設 ゆうなぎ苑 | 松江市 |
| 島根県 | （社福）山陰家庭学院地域密着型介護老人福祉施設ゆうなぎホーム | 松江市 |
| 島根県 | （社福）山陰家庭学院 障害児入所施設 松江学園 | 松江市 |
| 島根県 | （社福）山陰家庭学院 障害者支援施設 はばたき | 松江市 |
| 島根県 | （社福）共和会 救護施設 新生園 | 松江市 |
| 島根県 | 医療法人財団 公仁会 鹿島病院 | 松江市 |
| 島根県 | （社福）みずうみ 地域密着型介護老人福祉施設 あさひ乃苑 | 松江市 |
| 島根県 | （社福）多伎の郷 特別養護老人ホーム 潮風苑 | 出雲市 |
| 島根県 | （社福）真心会 特別養護老人ホーム るんびにい苑 | 出雲市 |
| 島根県 | （社福）ひまわり福祉会 特別養護老人ホーム ひまわり園 | 出雲市 |
| 島根県 | 雲南市立病院 | 雲南市 |
| 島根県 | （社福）雲南市社会福祉協議会 | 雲南市 |
| 島根県 | （社福）雲南ひまわり福祉会 きすきの里 | 雲南市 |
| 島根県 | （社福）友愛会 特別養護老人ホーム 愛寿園 | 飯南町 |
| 島根県 | （社福）邑南町社会福祉協議会 | 邑南町 |
| 島根県 | 社会医療法人仁寿会 介護老人保健施設 仁寿苑 | 川本町 |
| 島根県 | （社福）亀の子 | 大田市 |
| 島根県 | （社福）大田市社会福祉協議会 | 大田市 |
| 島根県 | 江津市福祉事務所 | 江津市 |
| 島根県 | （社福）島根整肢学園 | 江津市 |
| 島根県 | （社福）いわみ福祉会 障害者支援施設 桑の木園 | 浜田市 |
| 島根県 | （社福）浜田福祉会 特別養護老人ホーム 美川苑 | 浜田市 |
| 島根県 | （社福）わかくさ福祉会 デイサービスセンター 共楽苑 | 益田市 |
| 鳥取県 | （社福）こうほうえん 介護老人福祉施設 新さかい幸朋苑 | 境港市 |
| 鳥取県 | （社福）こうほうえん 介護老人福祉施設 さかい幸朋苑 | 境港市 |
| 鳥取県 | （社福）地域で暮らす会 障害者生活支援センター まちくら | 米子市 |
| 鳥取県 | （社福）こうほうえん なんぶ幸朋苑 | 米子市 |
| 鳥取県 | （社福）こうほうえん 錦海リハビリテーション病院 | 米子市 |

| | | |
|-----|-------------------------------|-----|
| 鳥取県 | (社福) もみの木福祉会 もみの木園 | 米子市 |
| 鳥取県 | 鳥取県立喜多原学園 | 米子市 |
| 鳥取県 | 社会医療法人仁厚会 米子東病院 | 米子市 |
| 鳥取県 | (社福) 仁厚会 介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条 | 北栄町 |
| 鳥取県 | (社福) 敬仁会 介護老人福祉施設 ル・ソラリオン | 倉吉市 |
| 鳥取県 | (社福) 敬仁会 マグノリア地域包括支援センター | 倉吉市 |
| 鳥取県 | (社福) 賛幸会 特別養護老人ホーム のでらはまゆう | 鳥取市 |
| 鳥取県 | (社福) こうほうえん いなば幸朋苑 | 鳥取市 |
| 鳥取県 | 社会医療法人仁厚会 介護老人保健施設 ル・サンテリオン鹿野 | 鳥取市 |
| 鳥取県 | (社福) 鳥取県厚生事業団 障害者支援センター しらはま | 鳥取市 |

* 人事異動等の事由で実習施設の実習指導者が不在となった場合、その施設で実習が行えない場合があります。

* 鳥根県西部、鳥取県東部、鳥取県中部の方でお近くに実習施設がない場合は、個別にご相談ください。(実習施設の要件を満たす施設がお近くにあれば、実習が可能となる場合があります)

※法令等の改正により、相談援助実習の日数及び時間数が変更となる場合があります。

20. 指定施設における相談援助業務の範囲

実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

【実務経験申告書、実務経験証明書（個票）作成の注意事項】

- 1、「実務経験申告書」「実務経験証明書（個票）」の「施設種類」「職種」欄には下記の表中の該当する「施設種類」「相談援助業務の実務経験として認められる職種」を記載されているとおりに、記入してください。
- 2、「実務経験申告書」はご自身が記入するものです。「実務経験証明書（個票）」と記載内容が相違ないようにしてください。
- 3、次ページ以降の表に記載されていない「施設種類」「職種」は実務経験として認められませんので、ご注意ください。

※（財）社会福祉振興・試験センター ホームページ 2022年1月1日現在のものを掲載しています。

指定施設における相談援助業務の範囲

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。※（財）社会福祉振興・試験センター ホームページ 2022年1月1日現在のものを掲載しています。

| 児童分野 | | 施設・職種コード | |
|---------------------------------------|---|------------------|------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | |
| 児童福祉法 | 児童相談所 1- (2) | 児童福祉司 | 1361 |
| | | 受付相談員 | 1362 |
| | | 相談員 | 1363 |
| | | 電話相談員 | 1364 |
| | | 児童心理司、心理判定員 | 1365 |
| | | 児童指導員 | 1366 |
| | | 保育士 | 1367 |
| | 母子生活支援施設 1- (3) | 母子支援員、母子指導員 | 1371 |
| | | 少年指導員（少年を指導する職員） | 1372 |
| | | 個別対応職員 | 1373 |
| | 児童養護施設 1- (4) | 児童指導員 | 1381 |
| | | 保育士 | 1382 |
| | | 個別対応職員 | 1383 |
| | | 家庭支援専門相談員 | 1384 |
| | | 職業指導員 | 1385 |
| | | 里親支援専門相談員 | 1386 |
| | 障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業） 1- (5) | ★児童指導員（※2） | 1561 |
| | | ★保育士（※3） | 1562 |
| | | 心理指導担当職員 | 1563 |
| | | 児童発達支援管理責任者 | 1564 |
| | 知的障害児施設 〔知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種）〕 2- (32) | ★児童指導員（※2） | 1391 |
| | | ★保育士（※3） | 1392 |
| | 知的障害児通園施設 2- (32) | ★児童指導員（※2） | 1401 |
| | | ★保育士（※3） | 1402 |
| | 盲ろうあ児施設 〔盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設〕 2- (32) | ★児童指導員（※2） | 1411 |
| | | ★保育士（※3） | 1412 |
| | 肢体不自由児施設 〔肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設〕 2- (32) | ★児童指導員（※2） | 1421 |
| ★保育士（※3） | | 1422 | |
| 児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設） 1- (6) | 児童指導員 | 1431 | |
| | 保育士 | 1432 | |
| | 個別対応職員 | 1433 | |
| | 家庭支援専門相談員 | 1434 | |
| 重症心身障害児施設 2- (33) | ★児童指導員（※2） | 1441 | |
| | ★保育士（※3） | 1442 | |
| | 心理指導員（心理指導を担当する職員） | 1443 | |
| 児童自立支援施設 1- (7) | 児童自立支援専門員 | 1451 | |
| | 児童生活支援員 | 1452 | |
| | 個別対応職員 | 1453 | |
| | 家庭支援専門相談員 | 1454 | |
| | 職業指導員 | 1455 | |

| 児童分野 | | | 施設・職種コード | | | | |
|---|------------------------------|---------------------|---------------------------------------|-----------------------|--------|------------|------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | | | | | |
| 児童福祉法 | 児童家庭支援センター | 1- (8) | 相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員) | 1461 | | | |
| | 障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く) | 児童発達支援事業を行う施設 | 1- (9) | ★指導員(※1) | 1571 | | |
| | | | | ★児童指導員(※2) | 1572 | | |
| | | | | ★保育士(※3) | 1573 | | |
| | | | | 児童発達支援管理責任者 | 1574 | | |
| | | | | ★障害福祉サービス経験者(※4) | 1575 | | |
| | | | | 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) | 1576 | | |
| | | 医療型児童発達支援事業を行う施設 | 1- (9) | ★児童指導員(※2) | 1572 | | |
| | | | | ★保育士(※3) | 1573 | | |
| | | | | 児童発達支援管理責任者 | 1574 | | |
| | | | | 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) | 1576 | | |
| | | | | 放課後等デイサービス事業を行う施設 | 1- (9) | ★指導員(※1) | 1571 |
| | | | | | | ★児童指導員(※2) | 1572 |
| | ★保育士(※3) | 1573 | | | | | |
| | 児童発達支援管理責任者 | 1574 | | | | | |
| | ★障害福祉サービス経験者(※4) | 1575 | | | | | |
| | 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る) | 1576 | | | | | |
| | 居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 | 1- (9) | ★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) | 1577 | | | |
| | | | 児童発達支援管理責任者 | 1574 | | | |
| | 保育所等訪問支援事業を行う施設 | 1- (9) | ★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) | 1577 | | | |
| | | 児童発達支援管理責任者 | 1574 | | | | |
| 障害児相談支援事業 | 1- (10) | 相談支援専門員 | 1581 | | | | |
| 乳児院 | 2- (2) | 児童指導員 | 2511 | | | | |
| | | 保育士 | 2512 | | | | |
| | | 個別対応職員 | 2513 | | | | |
| | | 家庭支援専門相談員 | 2514 | | | | |
| | | 里親支援専門相談員 | 2515 | | | | |
| 指定発達支援医療機関 (肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び 独立行政法人国立病院機構が設置する 医療機関であって厚生労働大臣が 指定するもの) | 2- (13) | ★児童指導員(※2) | 2451 | | | | |
| | | ★保育士(※3) | 2452 | | | | |
| 児童自立生活援助事業を行っている施設 | 2- (21) | 相談援助業務を行っている指導員 | 2531 | | | | |
| 地域子育て支援拠点事業を行っている施設 | 2- (24) | 相談援助業務を行っている職員 | 2561 | | | | |
| 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 を行っている事業所 | 2- (82) | 小児慢性特定疾病児童等自立支援員 | 5081 | | | | |
| 利用者支援事業を行っている施設 | 2- (25) | 相談援助業務を行っている職員 | 2901 | | | | |
| 児童デイサービス事業(障害児通園事業) | 2- (12) | 相談援助業務を行っている職員(相談員) | 2291 | | | | |
| 地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行っ ている施設 | 2- (36) | 相談援助業務を行っている職員 | 2441 | | | | |
| 心身障害児総合通園センター | 2- (20) | 相談援助業務を行っている職員 | 2521 | | | | |
| 子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) (乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、 及び保育所等において実施する事業) | 2- (22) | 相談援助業務を行っている職員 | 2541 | | | | |
| 重症心身障害児(者)通園事業を行っ ている施設 | 2- (28) | ★児童指導員(※2) | 2581 | | | | |
| | | ★保育士(※3) | 2582 | | | | |

| | | | | |
|-----|-----------------------------|---------|-----------------|------|
| その他 | スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関 | 2- (72) | スクールソーシャルワーカー | 2741 |
| | 子ども家庭総合支援拠点 | 2- (75) | 相談援助業務を行っている職員 | 5091 |
| | 子育て世代包括支援センター | 2- (76) | 相談援助業務を行っている職員 | 5101 |
| | 「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所 | 2- (83) | 医療的ケア児等コーディネーター | 5111 |

注意事項

- (※1) 「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
 - (※2) 「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
 - (※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
 - (※4) 「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

| 高齢者分野 | | | | 施設・職種コード |
|---|--|---------|---|----------|
| 施設種類 | | | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | |
| 介護 保険 施設 | 指定介護老人福祉施設 | 1- (22) | 生活相談員 | 1011 |
| | | | 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) | 1012 |
| | 介護老人保健施設 | 1- (22) | 支援相談員 | 1021 |
| | | | 相談指導員 | 1023 |
| | | | 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) | 1022 |
| | 介護医療院 | 1- (22) | 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) | 1611 |
| | 指定介護療養型医療施設 | 1- (22) | 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る) | 1031 |
| | 地域包括支援センター | 1- (23) | 包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) | 1041 |
| | 指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む) | 2- (4) | 生活相談員 | 2221 |
| | | | 計画作成担当者 | 2222 |
| 指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む) | 2- (41)、 2- (45) | 生活相談員 | 2011 | |
| | | 生活指導員 | 2012 | |
| 指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む) | 2- (41) | 生活相談員 | 2051 | |
| | | 生活指導員 | 2052 | |
| 指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る | 2- (42) | 支援相談員 | 2091 | |

| 高齢者分野 | | 施設・職種 コード |
|---|---|---|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | |
| 介護 保 険 法 | 指定短期入所療養介護を行う施設 〔指定介護予防短期入所療養介護を行う施設 を含む〕 ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2- (42) | 支援相談員 2111 |
| | 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2- (43) | オペレーター 2771 |
| | 指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2- (44) | オペレーションセンター従業者 2781 |
| | 指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む〕 2- (46) | 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2151 |
| | 指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む〕 2- (46) | 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2171 |
| | 指定複合型サービスを行う施設 2- (46) | 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2791 |
| | 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護を行う施設 2- (47) | 生活相談員 2191 |
| | | 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2192 |
| | 居宅介護支援事業を行っている事業所 2- (48) | 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る) 2201 |
| | 介護予防支援事業を行っている事業所 2- (49) | 担当職員 2211 |
| 第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2- (49) | 担当職員 2911 | |
| 注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 | | |
| 高齢者分野 | | 施設・職種 コード |
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | |
| 老人福祉法 | 養護老人ホーム 1- (20) | 生活相談員 1051 |
| | | 生活指導員 1052 |
| | 特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1- (20) | 生活相談員 1061 |
| | | 生活指導員 1062 |
| | 軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む〕 1- (20) | 生活相談員 1071 |
| | | 生活指導員 1072 |
| | 老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1- (20) | 相談・指導を行う職員 1081 |
| | 老人短期入所施設 1- (20) | 生活相談員 1091 |
| | | 生活指導員 1092 |
| | 老人デイサービスセンター 1- (20) | 生活相談員 1101 |
| 生活指導員 1102 | | |
| 老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1- (20) | 相談援助業務を行っている職員 1111 | |
| 有料老人ホーム 2- (3) | 生活相談員 2271 | |
| その他 | 高齢者総合相談センター 2- (8) | 相談援助業務を行っている相談員 2281 |
| | 生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2- (50) | 生活援助員 2251 |
| | 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕 2- (51) | 相談援助業務を行っている生活援助員 2261 |
| | サービス付き高齢者向け住宅 2- (52) | 相談援助業務を行っている職員 2801 |

| 障害者分野 | | 施設・職種コード | | |
|--------------------------------------|--|---|----------------|------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | | |
| 身体障害者福祉法 | 身体障害者更生相談所 1- (12) | 身体障害者福祉司 | 1321 | |
| | | 心理判定員 | 1322 | |
| | | 職能判定員 | 1323 | |
| | | ケース・ワーカー | 1324 | |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 | 身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター) 1- (13) | 身体障害者に関する相談に応ずる職員 | 1331 | |
| | | 点字図書館 2- (29) | 相談援助業務を行っている職員 | 2321 |
| 知的障害者福祉法 | 精神保健福祉センター 1- (14) | 精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1341 | |
| | | 精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1342 | |
| | | 精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1343 | |
| | | 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1344 | |
| 障害者総合支援法 | 知的障害者更生相談所 1- (19) | 知的障害者福祉司 | 1351 | |
| | | 心理判定員 | 1352 | |
| | | 職能判定員 | 1353 | |
| | | ケース・ワーカー | 1354 | |
| | 障害者支援施設 1- (24) | ★生活支援員 (※7) | 1121 | |
| | | 就労支援員 | 1122 | |
| | 地域活動支援センター 1- (25) | サービス管理責任者 | 1123 | |
| | 福祉ホーム 1- (26) | ★指導員 (※7) | 1131 | |
| | 福祉ホーム 1- (26) | 管理人 | 1141 | |
| | 基幹相談支援センター 2- (80) | 相談援助業務を行っている職員 | 5121 | |
| | 障害者総合支援法 | 身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設) 2- (5) | ★生活支援員 (※7) | 2831 |
| | | | ★生活指導員 (※7) | 2832 |
| 身体障害者療護施設 2- (5) | | ★生活支援員 (※7) | 2841 | |
| 身体障害者療護施設 2- (5) | | ★生活指導員 (※7) | 2842 | |
| 身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (5) | | ★生活支援員 (※7) | 2851 | |
| 身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (5) | | ★生活指導員 (※7) | 2852 | |
| 身体障害者福祉工場 2- (5) | | ★指導員 (※7) | 2861 | |
| 精神障害者社会復帰施設 | | 精神障害者生活訓練施設 2- (6) | 精神保健福祉士 | 1191 |
| | | 精神障害者生活訓練施設 2- (6) | 精神障害者社会復帰指導員 | 1192 |
| | | 精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (6) | 精神保健福祉士 | 1201 |
| | 精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (6) | 精神障害者社会復帰指導員 | 1202 | |
| 知的障害者援護施設 | 精神障害者福祉工場 2- (6) | 精神保健福祉士 | 1211 | |
| | 精神障害者福祉工場 2- (6) | 精神障害者社会復帰指導員 | 1212 | |
| | 精神障害者福祉ホーム 2- (6) | 管理人 | 1221 | |
| | 知的障害者更生施設 (入所、通所) 2- (7) | ★生活支援員 (※7) | 1231 | |
| サービス事業 | 知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所) 2- (7) | ★生活指導員 (※7) | 1232 | |
| | | ★生活支援員 (※7) | 1241 | |
| | | ★生活指導員 (※7) | 1242 | |
| | | ★生活支援員 (※7) | 1251 | |
| サービス事業 | 知的障害者通勤寮 2- (7) | ★生活指導員 (※7) | 1252 | |
| | | ★生活支援員 (※7) | 1271 | |
| | | サービス管理責任者 | 1272 | |
| | | ★生活支援員 (※7) | 1281 | |
| サービス事業 | 自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1- (27) | サービス管理責任者 | 1282 | |
| | | | | |

| 障害者分野 | | | 施設・職種 コード | |
|---|---------------------------------------|---|-------------------------|----------------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | | |
| 障害者総合支援法 | 障害福祉サービス事業 | 就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1- (27) | ★生活支援員 (※7) | 1291 |
| | | | 就労支援員 | 1292 |
| | | サービス管理責任者 | 1293 | |
| | | 就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1- (27) | ★生活支援員 (※7) | 1301 |
| | サービス管理責任者 | | 1302 | |
| | 就労定着支援を行う施設 1- (27) | 就労定着支援員 | 1621 | |
| | | サービス管理責任者 | 1622 | |
| | 自立生活援助を行う施設 1- (27) | 地域生活支援員 | 1631 | |
| | | サービス管理責任者 | 1632 | |
| 一般相談支援事業所 1- (28) | 相談支援専門員 | 1591 | | |
| 特定相談支援事業所 1- (29) | 相談支援専門員 | 1601 | | |
| 相談支援事業を行う施設 2- (34) | 相談支援専門員 | 2871 | | |
| <p>注意事項</p> <p>(※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)</p> <p>★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。</p> | | | | |
| 障害者分野 | | | 施設・職種 コード | |
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | | |
| 障害者総合支援法 | 障害福祉サービス事業 | 療養介護を行う施設 2- (31) | 相談援助業務を行っている職員 | 1261 |
| | | 短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む) 2- (31) | 相談援助業務を行っている職員 | 2341 |
| | | | 重度障害者等包括支援を行う施設 2- (31) | 相談援助業務を行っている職員 |
| | | 共同生活介護を行う施設 2- (30) | 相談援助業務を行っている職員 | 2361 |
| | | 共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2- (31) | 相談援助業務を行っている職員 | 2371 |
| | 地域生活 支援事業 | 身体障害者自立支援事業を行っている施設 2- (35) | 相談援助業務を行っている職員 | 2381 |
| | | 日中一時支援事業を行っている施設 2- (36) | 相談援助業務を行っている職員 | 2391 |
| | | 障害者相談支援事業を行っている施設 2- (36) | 相談援助業務を行っている職員 | 2431 |
| | のぞみの園 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2- (14) | 相談援助業務を行っている指導員 | 2301 |
| 相談援助業務を行っているケースワーカー | | | 2302 | |
| 発達障害者支援法 | 発達障害者支援センター 2- (64) | 相談支援を担当する職員 | 2461 | |
| | | 就労支援を担当する職員 | 2462 | |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律 | 広域障害者職業センター 2- (65) | 障害者職業カウンセラー | 2471 | |
| | | 障害者職業カウンセラー | 2481 | |
| | 地域障害者職業センター 2- (66) | 職場適応援助者 | 2482 | |
| | | 障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、 第2号及び第7号に規定する業務を行う職員 | 2711 | |
| | 障害者就業・生活支援センター 2- (70) | 主任就業支援担当者 | 2501 | |
| | | 就業支援担当者 | 2502 | |
| | | 主任職場定着支援担当者 | 2503 | |
| 生活支援担当職員 | | 2504 | | |
| 職業安定法 | 公共職業安定所 2- (71) | 精神障害者雇用トータルサポーター | 2981 | |
| | | 発達障害者雇用トータルサポーター | 2982 | |
| その他 | 知的障害者福祉工場 2- (15) | 相談援助業務を行っている指導員 | 2311 | |
| | 聴覚障害者情報提供施設 2- (29) | 相談援助業務を行っている職員 | 2331 | |
| | 精神障害者地域移行支援特別対策事業 を行っている施設 2- (37) | 地域体制整備コーディネーター | 2731 | |
| 地域移行推進員 | | 2732 | | |

| 障害者分野 | | | 施設・職種コード |
|---------------------------------|--|--|----------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | |
| その他 | 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設 2- (38) | 地域体制整備コーディネーター | 2811 |
| | | 地域移行推進員 | 2812 |
| | 精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設 2- (39) | 相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く) | 2821 |
| | アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設 2- (40) | 相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く) | 2881 |
| | 第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人 2- (67) | 第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 | 2491 |
| 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人 2- (69) | 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 | 2921 | |

| その他の分野 | | | 施設・職種コード |
|------------|-----------------------------------|---|----------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | |
| 地域保健法 | 保健所 1- (1) | 精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1511 |
| | | 精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1512 |
| | | 精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1513 |
| | | 心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員) | 1514 |
| 医療法 | 病院・診療所 1- (11) | 相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 | 1521 |
| | | 退院後生活環境相談員 | 1522 |
| 生活保護法 | 救護施設 1- (15) | 生活指導員 | 1491 |
| | 更生施設 1- (15) | 生活指導員 | 1501 |
| | 授産施設 2- (1) | 指導員(作業指導員、職業指導員を除く) | 2591 |
| | 宿所提供施設 2- (1) | 指導員(作業指導員、職業指導員を除く) | 2601 |
| | 被保護者就労支援事業を行っている事業所 2- (63) | 就労支援員 | 2931 |
| | 日常生活支援住居施設 2- (85) | 生活支援員 | 5181 |
| 生活支援提供責任者 | | 5182 | |
| 生活困窮者自立支援法 | 生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 | 主任相談支援員 | 2941 |
| | | 相談支援員 | 2942 |
| | 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 2- (62) | 就労支援員 | 2943 |
| | | 家計改善支援員(家計相談支援員を含む) | 2944 |
| 社会福祉法 | 福祉事務所 | 査察指導員(指導監督を行う職員) | 1471 |
| | | 身体障害者福祉司(指導監督を行う職員) | 1472 |
| | | 知的障害者福祉司(指導監督を行う職員) | 1473 |
| | | 老人福祉指導主事(指導監督を行う職員) | 1474 |
| | | 現業員・ケースワーカー | 1481 |
| | | 家庭児童福祉主事 | 1482 |
| | | 家庭相談員 | 1483 |
| | | 面接相談員 | 1484 |
| 婦人相談員 | 1485 | | |

| その他の分野 | | | 施設・職種 コード | |
|------------------------|---------------------------|---|---|------|
| 施設種類 | | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | |
| 社会福祉法 | 福祉事務所 | 母子・父子自立支援員、母子相談員 | 1486 | |
| | | 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 | 1487 | |
| | | 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 | 1488 | |
| | 隣保館 | 2-(9) | 相談援助業務を行っている指導職員 | 2611 |
| | 都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 | 2-(10) | 専門員 | 2621 |
| | | | 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者〕 〔その他要援護者に対するものに限る。〕 | 2622 |
| 市(特別区を含む)町村社会福祉協議会 | 2-(11) | 福祉活動専門員 | 2631 | |
| | | 相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者〕 〔その他要援護者に対するものに限る。〕 | 2632 | |
| 売春防止法 | 婦人相談所 | 相談指導員 | 1531 | |
| | | 判定員(心理・職能判定員) | 1532 | |
| | 婦人相談員 | 1533 | | |
| 婦人保護施設 | 1-(18) | 入所者を指導する職員 | 1541 | |
| 母子 保健法 | 母子健康包括支援センター | 2-(84) | 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 | 5171 |
| | 産後ケア事業を実施する施設 | 2-(86) | 相談に応ずる職員 | 5191 |
| 母子及び 並びに養育 福祉法 | 母子・父子福祉センター | 1-(21) | 母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員 (母子の相談を行う職員) | 1551 |
| 刑事収容施設法 | 刑事施設 | 2-(16) | 刑務官 | 5011 |
| | | 法務教官 | 5012 | |
| | | 法務技官(心理) | 5013 | |
| | | 福祉専門官 | 5014 | |
| 少年院法 | 少年院 | 2-(16) | 法務教官 | 5021 |
| | | 法務技官(心理) | 5022 | |
| | | 福祉専門官 | 5023 | |
| 少年 鑑別所法 | 少年鑑別所 | 2-(16) | 法務教官 | 5031 |
| | | 法務技官(心理) | 5032 | |
| 更生保護法 | 地方更生保護委員会 | 2-(17) | 保護観察官 | 2641 |
| | | 社会復帰調整官 | 2642 | |
| | 保護観察所 | 2-(17) | 保護観察官 | 2651 |
| | | | 社会復帰調整官 | 2652 |
| 更生保護 事業法 | 更生保護施設 | 2-(18) | 補導主任 | 2661 |
| | | 補導員 | 2662 | |
| | | 福祉職員 | 2663 | |
| | | 薬物専門職員 | 2664 | |
| 裁判 所法 | 家庭裁判所 | 2-(81) | 家庭裁判所調査官 | 5131 |
| 労働者 災害 補償 保険法 | 労災特別介護施設 | 2-(19) | 相談援助業務を行っている指導員 | 2671 |

| その他の分野 | | | 施設・職種コード |
|--------------------------------|--|-------------------|----------|
| 施設種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | | |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律 2- (73) | 難病相談支援センター | 難病相談支援員 | 5061 |
| 成年後見制度の利用の促進に関する法律 2- (79) | 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 | 相談援助業務を行っている職員 | 5141 |
| その他 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2- (23) | 相談援助業務を行っている相談員 | 2721 |
| | 母子・父子自立支援プログラム策定事業 2- (26) | 母子・父子自立支援プログラム策定員 | 5041 |
| | 就業支援専門員配置等事業 2- (27) | 就業支援専門員 | 5051 |
| | 地域福祉センター 2- (53) | 相談援助業務を行っている職員 | 2681 |
| | 就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕 2- (54) | 就労支援員 | 2951 |
| | ひきこもり地域支援センター 2- (55) | ひきこもり支援コーディネーター | 2751 |
| | | その他相談援助業務を行っている職員 | 2752 |
| | 地域生活定着支援センター 2- (56) | 相談援助業務を行っている職員 | 2761 |
| | ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2- (57) | 相談援助業務を行っている相談員 | 2691 |
| | ホームレス自立支援センター 2- (58) | 生活相談指導員 | 2701 |
| | 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2- (59) | 相談援助業務を行っている職員 | 2961 |
| | 熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2- (60) | 相談援助業務を行っている職員 | 2971 |
| | 自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2- (61) | 主任相談支援員 | 2891 |
| | | 相談支援員 | 2892 |
| | | 就労支援員 | 2893 |
| 家計相談支援員 | | 2894 | |
| 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2- (74) | 支援コーディネーター | 5071 | |
| 地域若者サポートステーション 2- (77) | 相談援助業務を行っている職員 | 5151 | |
| 子ども・若者総合相談センター 2- (78) | 相談援助業務を行っている職員 | 5161 | |

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

| 施設・事業種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | 施設・職種コード |
|--|-----------------------|----------|
| 重度身体障害者更生援護施設 | 生活支援員 | 3011 |
| | 生活指導員 | 3012 |
| 身体障害者福祉ホーム | 管理人 | 3021 |
| 精神障害者地域生活支援センター | 精神保健福祉士 | 3031 |
| | 精神障害者社会復帰指導員 | 3032 |
| 経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業） （平成18年10月～19年3月） | 相談援助業務を行っている職員 | 3171 |

| 施設・事業種類 | 相談援助業務の実務経験として認められる職種 | 施設・職種コード |
|---|-----------------------|----------|
| 精神障害者退院促進支援事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 | 3181 |
| 知的障害者デイサービスセンター | 指導員 | 3041 |
| | 生活指導員 | 3043 |
| | 相談援助業務を行っている職員 | 3042 |
| 知的障害者福祉ホーム | 管理人 | 3051 |
| 身体障害者相談支援事業 (市町村障害者生活支援事業) 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕 | 相談援助業務を行っている職員 | 3061 |
| 障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕 | 相談援助業務を行っている職員 | 3071 |
| 経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月) | 相談援助業務を行っている職員 | 3191 |
| 「障害者110番」運営事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている相談員 | 3081 |
| 知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕 | 相談援助業務を行っている職員 | 3091 |
| 高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業) | 生活援助員 | 3101 |
| 家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業) | 電話相談員 | 3111 |
| ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの) | 相談援助業務を行っている指導員 | 3121 |
| 子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施する事業〕 | 相談援助業務を行っている相談員 | 3131 |
| 乳幼児健全育成相談事業 (保育所、乳児院において実施する事業) | 相談援助業務を行っている相談員 | 3141 |
| すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業) | 相談援助業務を行っている相談員 | 3151 |
| 知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業) | 相談援助業務を行っている相談員 | 3161 |
| 地域子育て支援センター事業を行っている施設 | 相談援助業務を行っている職員 | 3201 |

※次に掲げる職種は、社会福祉士の受験資格とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手、介護職員、作業指導員、訪問介護員(ホームヘルパー)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員(当該業務を補助する方を含む)、調理員、事務員、運転手

※最新の情報は、(財)社会福祉振興・試験センターでご確認下さい

(ホームページ http://www.sssc.or.jp/shakai/shikaku/s_11.html)。

入学願書（社会福祉士通信課程）

| | | | |
|---|--|--|--------------|
| 受付番号 ※学園記入欄 | | | |
| フリガナ ----- 氏名 <div style="text-align: center;">Ⓜ</div> (旧姓) | 本籍地 都道府県 | 顔写真貼付欄 ・正面上半身脱帽 ・背景無地 ・縦4cm×横3cm ・撮影後3か月以内 | |
| 生年月日 | 昭和・平成・令和 | 年 | 月 日 (満 歳) |
| 現住所 〒 - | | | |
| 電話番号 | () | FAX | () |
| 携帯 | () | Eメール | |
| 勤務先（法人名・勤務先名称） 本学園指定実習施設（P12～P13参照）： <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない | | | |
| 勤務先住所 〒 - | | | |
| 勤務先電話番号 | () | 職種・所属 | |
| 最終学歴 | 大学(年制) 短期大学(年制) 学部 学科 高等学校(年制) 学校(年制) | | |
| 卒業年月日 | 昭和・平成・令和 | 年 | 月 日 卒業・卒業見込み |
| 職歴 | 就業期間 | 勤務先 | 職種 |
| | ～ | | |
| | ～ | | |
| | ～ | | |
| ボランティア経験 | ある (期間・内容など) ・ ない | | |
| 資格 | 資格名(保健・福祉・医療に関する資格) | 取得年月日 | 取得機関 |
| | | | |
| | | | |
| 入学資格 該当欄に☑ | <input type="checkbox"/> (1) 4年制大学等卒業 <input type="checkbox"/> (2) 3年制短大等卒業+実務経験1年以上 <input type="checkbox"/> (3) 2年制短大等卒業+実務経験2年以上 <input type="checkbox"/> (4) 実務経験4年以上 | | |

実務経験（見込）申告書

令和 年 月 日

申告者

氏 名

印

住 所

電話番号

私の相談援助に関する実務経験は、次の通りですので所属長等の証明書を添えて申告します。

| 施設・職種コード | 所属している（していた）機関・施設等（施設種類） | 職 種 | 期 間 | 証明権者 （施設・機関代表者） |
|----------|--------------------------|-----|--|--------------------|
| | | | 昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日 （ 年 か月） | |
| | | | 昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日 （ 年 か月） | |
| | | | 昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日 （ 年 か月） | |
| | | | 昭和・平成・令和 年 月 日～ 昭和・平成・令和 年 月 日 （ 年 か月） | |

- (注) ①上記の内容は「実務経験証明書」の記載内容と一致することが必要です
- ②施設・職種コード及び施設種類、職種はP14～P23の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類、職種名を記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。
- ③入学資格区分で短期大学等卒業の方の実務経験は短大卒業後の実務経験に限ります。
- ④「見込み」の場合は当用紙をコピーし提出してください。なお、4月に確認のため再度「実務経験（見込）申告書」を提出していただきますので、当用紙は大切に保管しておいてください。

実務経験証明書（個票）

| | | | |
|---|----------------|--------------|--------------|
| フリガナ | 生年月日 | | |
| 氏名 | 昭和 平成 令和 | 年 | 月 日 (満 歳) |
| 施設種類 (注) ②参照 | | | |
| 職種 (注) ②参照 | | 施設・職種 コード | |
| 相談援助業務従事年月数 | 年 | か | 月 |
| ※ (1) (2) (3) のいずれかにご記入ください | | | |
| (1) 上記の者は昭和・平成・令和 年 月 日から当施設・機関において相談援助業務に従事している者であることを証明します。 | | | |
| (2) 上記の者は昭和・平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで当施設・機関において相談援助業務行うものとして勤務する見込みであることを証明します。 | | | |
| (3) 上記の者は昭和・平成・令和 年 月 日から昭和・平成・令和 年 月 日まで当施設・機関において相談援助業務に従事していた者であることを証明します。 | | | |
| 令和 年 月 日 | | | |
| 所在地 _____ | | | |
| 施設・機関名（施設種類） _____ | | | |
| 電話番号 _____ | | | |
| 施設・機関代表者 _____ | | | 公印 |

- (注) ①上記の内容は「実務経験申告書」の記載内容と一致することが必要です
- ②施設・職種コード及び施設種類、職種はP14～P23の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載された通りの施設種類、職種名を記入してください。
- ③証明内容を訂正した場合は証明者の印を押印してください
- ④本証明書は1か所の施設・機関において1通必要です。複数必要な場合はコピーしてご使用ください。
- ⑤見込みの場合は、当用紙をコピーして使用してください。入学後、速やかに正規の証明書をご提出ください。

小論文用紙

(社会福祉士通信課程)

| | |
|------|-------|
| フリガナ | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| テーマ | |

5

10

15

20

5

10

15

20

20×20

5

10

15

20

5

10

15

20

◆入学試験に関するご質問等は、下記にお問合わせください。◆

学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学附属福祉実践研究センターしまね支部
入試係

TEL 0854-32-4198 FAX 0854-32-4197 E-mail: syafukukouhou@kenko-fukushi.ac.jp